

令和6年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和6年12月11日（水） 午前11時46分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 4 出席委員（7名）

1番	渡 辺 昌 君	2番	長谷川 孝 君
3番	川 村 敏 晴 君	4番	大 滝 国 吉 君
5番	山 田 勉 君	6番	上 村 正 朗 君
7番	鈴 木 一 之 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員

一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課市民税室長	小 野 由 香 君
同課資産税室長	小 林 精 司 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
同課生活人権室長	前 川 龍 也 君
同課市民年金室長	鈴 木 恵 美 君
同課自治振興室長	石 田 浩 二 君
環 境 課 長	阿 部 正 昭 君
同 課 参 事	大 滝 誓 生 君
同課生活環境室長	宮 村 勉 君
同課環境政策室長	本 間 陽 子 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同課健康支援室長	船 山 幸 文 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同課国保室副参事	渡 邊 智 雄 君
介 護 高 齢 課 長	志 田 淳 一 君
同課高齢者支援室長	川 村 勇 治 君
同課高齢者支援室主幹	田 中 加代子 君
同課介護保険室長	瀬 賀 由 香 君
同課介護保険室係長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同課福祉政策室長	佐 藤 一 幸 君
こ ど も 課 長	山 田 昌 実 君

同課子育て政策室長	長谷部 淳 君
同課子育て政策室主幹	板 垣 友 紀 君
同課子育て政策室係長	渡 辺 悟 君
同課子育て支援室長	高 橋 洋 一 君
同課子育て支援室係長	高 橋 洋 樹 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	山 田 ひろみ

(午前 11 時 46 分)

分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第133号のうち市民厚生分科会所管分について審査した後、議第133号のうち市民厚生分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日 程 第 1	議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてのうち市民厚生分科会所管分について、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 阿部正昭君、保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 志田淳一君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
---------	---

歳入

第15款 国庫支出金

(説 明)

保健医療課長 歳入につきまして説明いたします。15款1項1目民生費国庫負担金、説明欄1から3は額の確定によるものです。

福祉 課長 続きまして、説明欄4、障害者自立支援給付費負担金7,119万6,000円につきましては、障害福祉サービス費の増額に伴うもので、国庫負担率2分の1となります。続きまして、説明欄5、障害児通所サービス費負担金1,097万4,000円につきましても、障害児福祉や障害児通所支援サービス費の増額に伴うもので、国庫負担率2分の1となります。

市民 課長 15款2項1目1節総務管理費補助金の説明欄の1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍に振り仮名を表記することになったことから、表記する振り仮名を対象者に確認してもらうために通知書を発行することになっております。そのための通知書を発行するためのシステム改修費用の補助で、補助率は10分の10です。なお、歳出のシステム改修費につきましては、令和6年度当初予算で総務課のほうで計上しております。

介護高齢課長 2目民生費国庫補助金の説明欄1、重層的支援体制整備事業交付金の92万1,000円の減は、人件費の調整となります。説明欄2、デジタル基盤改革支援補助金の907万5,000円の減につきましては、システムの標準化に対応したシステム改修を進めていたけれども、内容の変更を行いまして、それにより補助の対象ではなくなったということから、補助金として計上していた金額を減額させていただくものです。

こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄1、子ども・子育て支援交付金1,829万8,000円の増額ですが、当初予算の要求時よりも令和6年度交付申請額が増加したことによるものです。主な要因といたしましては、放課後児童健全育成事業の障害児受入強化推進事業、こちらを追加申請したこと、並びに人件費の増加によるものであります。説明欄2、保育対策総合支援事業費補助金212万円の増額ですが、当初予算要求に加えて医療的にケアが必要な園児が入園したため、変更して交付申請したことによるものです。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 16款1項1目、説明欄1から4は額の確定によるものです。
福祉課長 説明欄5、6につきましては、15款国庫支出金で触れたものと同様の内容で、県負担率4分の1となります。
介護高齢課長 2目民生費県補助金の説明欄1、重層的支援体制整備事業交付金の45万7,000円の減につきましては、人件費の調整となります。
こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄1、子ども・子育て支援交付金1,829万8,000円の増額ですが、先ほどの国の補助金と同様の理由による県の補助金分になります。説明欄2、保育対策総合支援事業費補助金63万3,000円ですが、こちらも同様に国の補助事業に係る県の補助金分になります。

第19款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 12ページ、13ページを御覧ください。19款の繰入金でございます。説明欄1、介護保険特別会計繰入金になりますけれども、こちら7万1,000円の減は人件費の調整によるものです。

第21款 諸収入

(説明)

介護高齢課長 21款諸収入、介護給付費等収入274万4,000円でございますが、こちらにつきましては令和6年度報酬改定によりまして、要支援者、要支援1、2の方のケアプランの作成単価が増加しましたことと、あと作成件数が増加したことによりまして追加させていただくものです。歳入の説明は以上です。

歳入

第15款 国庫支出金

(質疑)

上村 正朗 それでは、歳入の11ページの民生費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金、国庫補助の対象でなくなったのでという説明があったかと思うのですが、補助の対象ではなくなって、900万円歳入が減るということは、その分一般財源に負担がかかってしまうということなのかなと思うのですが、その辺を具体的にもう少し説明していただきたいと思っておりますけれども。
介護高齢課長 こちらのシステムの標準化に対応するためにガバメントクラウドというところにつないで、その中でシステムが動いていたりとかということになるかと思うのです。

けれども、そこにつなぐための通信費が、ガバメントクラウドの中のシステムを運用することによりますと、月当たり300万円かかるというようなことで、ベンダーさんのほうから見積り上がってきました。そうしますと、年間で3,600万円ほど通信費だけでかかってしまうということになります。今現在私たち、関川村さん、あと栗島浦村さんと共同でシステム運用をさせてもらっているのですが、それでいきますと電話料7,700円で終わっていますので、非常に大きく違うということです。今後システムをガバメントクラウドを経由しないで標準化の対応のシステムに運用していったとしても、そんな何百万円までかかることではないということで、数年の後には補助金いただかなくても、改修費はかなりかかるのですけれども、いただかなくても、その分折りがつくといえますか、それほど負担感が少なくて済むというようなことで内部で調整させていただきまして、そのようにさせていただいております。

上村 正朗 了解しました。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、よろしくお願いします。2款1項9目交通安全対策費の説明欄の1、交通安全対策一般経費は、交通安全専門指導員の人件費の増額と、高齢者運転免許証自主返納奨励金の申込みの増加を見込められることからの増加をお願いするのがあります。説明欄の2、交通安全対策施設管理経費は、カーブミラーの建て替え工事に係る増額で、既存のカーブミラーで専用柱とミラー接続部分の付近に穴が空いているものが見つかりまして、そちらのほうを連絡を受け、確認したところ、強風による落下の危険性があるため、早急に修理したほうがよいということで、今回増額をお願いするものです。説明欄の3、交通安全対策費職員人件費は、異動等に伴う職員の人件費の減額でございます。

福祉 課長 続きまして、10目消費者行政費、説明欄1、消費者行政経費につきましては、会計年度任用職員報酬改定に伴う増でございます。

市民 課長 続きまして、1項11目防犯対策費の説明欄の1、防犯対策経費の光熱水費は、防犯灯の電気料の高騰による増額です。あと修繕料につきましては、材料費及び労務費の高騰による増額になります。また、工事請負費につきまして、防犯灯の既存設置

建物の取崩しや電力柱の移設工事など、緊急を要する工事が入りましたものですから、そちらのほうを当初対応させていただいたため、当初予算の工事ができなくなったことからの増額をお願いするものであります。続きまして、2款1項13目地域活性化推進費の説明欄の1、協働のまちづくり推進事業経費及び次ページ、18、19ページの説明欄の2、地域コミュニティセンター施設管理経費は、会計年度任用職員等の人件費の増額でございます。

税務 課長 その下の2款2項1目税務総務費の説明欄の1、税務総務費経費は、会計年度任用職員の人件費につきまして、報酬単価の改定により増額補正をお願いするものです。その下の説明欄2の税務総務費職員人件費につきましては、人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整によるものです。

市民 課長 3項1目戸籍住民基本台帳費の説明欄の1、マイナンバーカード交付事務経費及び説明欄の2、戸籍住民基本台帳費職員人件費は、会計年度任用職員の人件費の増額及び職員人件費の減額でございます。

福祉 課長 続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1、福祉総合相談事業経費につきましては、会計年度任用職員の報酬改定に伴う増でございます。説明欄2、障害福祉費一般経費につきましても、同様に会計年度任用職員の報酬改定に伴う増でございます。続きまして、22、23ページを御覧ください。説明欄3、障害者自立支援経費につきましては、歳入でも触れましたが、障害福祉サービス費におきまして、新規事業所の増、利用者件数の増加、サービス報酬改定に伴う増、また障害児通所支援サービス費につきましても、同様に児童発達支援事業所の定員及び利用者の増、サービス報酬改定に伴う増で、合計で1億6,434万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

保健医療課長 説明欄4、国民健康保険特別会計繰出金は、人件費や交付税算入額の確定によるものです。

福祉 課長 説明欄5、社会福祉総務費職員人件費につきましては、職員の人事異動並びに給与改定に伴う調整でございます。

介護高齢課長 2目社会福祉施設費の説明欄1、ゆり花会館運営経費につきましては、エネルギー価格の高騰による影響額を指定管理料に追加するものです。次に、3目老人福祉費の説明欄1、介護予防サービス計画経費につきましては、要支援者のケアプランの単価の増加と作成件数の増加により追加するものです。

保健医療課長 説明欄2、後期高齢者医療特別会計繰出金は、額の確定による減額です。

介護高齢課長 次に、説明欄の3、介護保険特別会計繰出金1,323万円は、過年度の事業費の精算や人件費の調整に要する市の負担分となります。説明欄4、老人福祉職員人件費につきましては、人件費の調整になります。次の説明欄の5と次のページの説明欄6につきましても、人件費の調整となります。次に、4目老人福祉施設費、説明欄1、老人介護施設経費の指定管理料312万6,000円でございますけれども、こちらは指定管理しているデイサービスセンター6施設のエネルギー価格の高騰による影響額を交付するために追加したものでございます。

市民 課長 続きまして、5目国民年金事務費の説明欄の1、国民年金事務経費及び説明欄の2、国民年金事務費職員人件費は、会計年度任用職員の人件費の増額及び職員人件費の減額でございます。

こども課長 3款2項1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉費一般経費及び説明欄2、ことばとこころの相談室経費ですが、それぞれ会計年度任用職員の給与改定に伴う増額

であります。続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。説明欄の3、こども家庭センター事業経費83万円の増額ですが、要支援児童等の保護者等に対して家事及び養育の支援を行う事業であります。利用者の増加に伴う増額であります。説明欄4、児童福祉総務費職員人件費及び説明欄5、ことばとこころの相談室職員人件費につきましては、給与改定及び人事異動に伴う増額であります。同じく3款2項3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費2,580万5,000円ですが、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額と燃料費価格の高騰により不足する光熱水費170万円の増額であります。説明欄2、子育て支援センター事業経費から説明欄4、児童手当等支給経費は、それぞれ会計年度任用職員の給与改定に伴う増額であります。28ページ、29ページを御覧ください。説明欄5、児童措置費職員人件費及び説明欄6、保育園職員人件費につきましては、給与改定及び人事異動に伴う増額であります。3款2項4目学童保育費、5目児童福祉施設費のそれぞれ説明欄1、学童保育経費及び屋内遊び場経費につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額であります。

福祉 課長 3款3項1目生活保護総務費になります。説明欄1につきましては、会計年度任用職員報酬改定に伴う増、説明欄2につきましては、生活保護の職員の人事異動及び給与改定に伴う調整となります。

第4款 衛生費 (説明)

保健医療課長 4款1項1目、説明欄1、出産・子育て応援事業経費につきましては、会計年度任用職員の給与改定と出産・子育て応援交付金の返還金によるものです。説明欄4、保健衛生総務費職員人件費は、人事異動及び給与改定等による減額です。続きまして、4款1項2目予防費、説明欄1、生活習慣病予防対策経費につきましては、人件費の給与改定と、あと通信運搬費100万円の要求となっておりますけれども、こちらは市民健康調査等に使われます郵便料の補正となります。今回郵便料が値上げされたことにより100万円を増額要求いたすものであります。説明欄2、歯科保健事業経費につきましては、会計年度任用職員の給与改定によるものと返還金によるものとなります。説明欄3、予防業務経費につきましても、返還金によるものです。

こども課長 説明欄4、子どもの医療費助成経費788万3,000円の増額ですが、令和5年度実績と比較いたしまして1件当たりの医療費単価が増加傾向であるため、補正するものであります。

保健医療課長 説明欄5、母子保健経費につきましては、会計年度任用職員の給与改定によるものと返還金によるものです。あと、予防費職員人件費につきましては、職員の人事異動や給与改定によるものです。

環境 課長 3目環境衛生費の説明欄1、環境衛生費職員人件費は、給与改定及び人事異動等に伴う調整分となります。4目火葬場運営費の説明欄1、火葬場運営経費は、電気料金等の高騰による影響額を計上してございます。2項1目清掃総務費の説明欄1、清掃総務費職員人件費は、給与改定及び人事異動等に伴う調整分となります。次のページをお願いいたします。3目し尿処理費の説明欄1、し尿収集経費は、会計年度任用職員の報酬改定によるものです。説明欄2、し尿処理施設管理運営経費は、電気料金の高騰による影響額を計上してございます。以上となります。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

税務 課長 それでは、議案書の5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正の表の1番目になりますが、登記データ取込支援業務委託料です。この業務は、法務局から毎月紙により通知を受けております登記異動済通知書につきまして、異動内容をこれまで職員が手入力で行っていましたが、データ連携により村上市側のシステムに取り込むためのデータベースを構築するというものです。当初基幹系システムの標準化に合わせまして令和7年度に作業を予定しておりましたが、令和7年度はシステム標準化に向けた作業がピークを迎えることになり、システムエンジニアの不足が見込まれ、作業に遅れを生じるおそれがあります。そのため今年度中から業務に着手し、作業をスムーズに進めるため、債務負担行為による補正をお願いするものです。以上です。

こども課長 続きまして、保育士派遣手数料であります。こちらにつきましては、4月1日からの派遣保育士の受入れ事務をスムーズに進めるための債務負担行為となります。その下のむらかみ病児保育センター及びあらかわ病児保育センター指定管理料につきましては、指定管理期間を新たに令和7年度から令和11年度までの5年間とすることに伴う債務負担行為となります。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

渡辺 昌 17ページの交通安全対策一般経費の高齢者の運転免許証自主返納奨励金、当初予算で何人分見て、補正で何人分見ているのか教えてください。

市民 課長 当初で300件分、450万円を予定しておりました。今回、月平均25名をお願いしていたのですが、今現在もう既に月平均で28名ぐらいつつということで、当初を上回っております。今後、この冬場なのですが、昨年10月から始まった事業でして、昨年も10月から3月までの平均が30名ちょっと超えるぐらいになっております。ということで、今回60名分をプラスして予算要求させていただきました。

川村 敏晴 17ページの防犯灯のところですが、電気料の高騰ということで500万円の増額というふうに御説明ありましたが、これLEDに替えていく方向でずっと何年か来ているというふうに聞いているのですけれども、その辺のLEDに替えた場合の工事費と電気料の高騰の差額みたいなのは、エリア的というか、件数的にというか、そういう見方での比較計算みたいなのは出ているのでしょうか。

市民 課長 大変申し訳ありません。今委員のおっしゃったような計算とか、そういうのはちょっと見ておりません。ただ、防犯灯につきましては、ほかの施設の電力とも違いまして、一定、定額というふうになっています。ということで、工事費に対する電気料の費用対効果というのは、ほかのところよりもちょっと薄いかなと思っています。ただ、LED化を進めるというふうな形になっていますので、今後どのように進めるかは庁内関係各課と今相談しているところでございます。

川村 敏晴 では、今回の電気料の増額分というのは、割安にもかかわらず、500万円増えたということでもいいでしょうね。

市民 課長 今回、国の制度として10月まで燃料費負担、国のほうで補助するというものであります。その後切れるということでこちらのほう聞いていましたので、そのために

ちょっと予算要求させていただいたのですが、また1月から国の補助が始まりますので、この予定額よりは多少抑えられるのではないかと思います。ただ、今のこの金額については、今現在ある防犯灯、一部LEDに替わっていますが、そのほかの蛍光灯、水銀灯が、それらの電気料を見込んだ部分になります。

第3款 民生費 (質 疑)

- 川村 敏晴 ちょっと不勉強で分からないので、改めて聞くことになるかもしれませんが、27ページの上のほう、3、こども家庭センター事業経費の中で、育児・家庭援助委託料が上がっているのですけれども、ちょっと私もしばらくこっちのほう出ていなかったのも、未就学児に対してなのだろうけれども、育児と家事援助事業というのはどういう援助とか支援の形なのか、内容について教えていただきたいのですが。
- こども課長 こちらの事業につきましては、家庭の家事、それから養育の支援が必要な大変な御家庭に対して家事支援、それから育児養育支援、育児のサポートとか、そういった子育てに難儀をしているといいますか、そういった支援が必要な御家庭に対して支援をする事業であります。これにつきましては、社会福祉協議会並びに民間の子育て支援団体でありますo h a n a ネットさん、こちらのほうに委託契約をさせていただいて、こちらのほうからの指示に従いまして各家庭に入っていくという事業でございます。
- 川村 敏晴 これ訪問してそのお宅で支援するというよりも、施設のほうに通ってもらおうというふうな方という理解でいいのでしょうか。
- こども課長 これは、支援の必要な家庭に入っていくという事業であります。
- 川村 敏晴 分かりました。
- 長谷川 孝 27ページから29ページにかけてなのですが、子育て支援センターと学童保育児童館というのが、学童保育経費というのと、それから子育て支援センター事業経費というのが出ているのですけれども、子育て支援センター、結構大きくやられていて、それで子育てアドバイザーとかもついているのですけれども、児童館というのは旧村上市にだけある制度なのですが、この児童館というのが子育て支援センターの充実によって利用者が減っているのではないかというふうに私は推測するのですが、その辺についてはどのようになっていますでしょうか。
- こども課長 今ほど委員がおっしゃったとおり、当初は合併前、児童館を普及させようということで、旧村上市地区、こちらのほうに4館ほど設置したものであります。ただ、その後子育て支援センターというのが全国的に普及してまいりまして、こちらのほうを利用する方が非常に増えているということです。いずれも就園前のお子さん、保育園に入る前のお子さん、お母さんと、あるいはお父さん、おうちの方と一緒に利用するという形態でございまして、こちらのほうの利用が増加して、児童館のほうは利用者は減っているというような状況でございます。
- 長谷川 孝 数字的には把握していないのですか。
- こども課長 正確な数字につきましては、今はちょっとあれですけれども、毎月利用報告が出ておりまして、児童館につきましては、どの児童館につきましても、数人くらいの利用にとどまっております。
- 長谷川 孝 できれば、今後の財政健全化とか集中取組期間とかもあるので、ちょっと子育て支援センターの利用推移と、それから学童の児童館の利用推移、学童保育所の利用推

移について、もしあれでしたら後で数字教えていただきたいと思いますのですが、大丈夫ですか。できますか。

こども課長 承知いたしました。今、すみません、委員が必要な数字は学童保育所と児童館と支援センターというようなことでよろしかったですか。

(「そうです。お願いします」と呼ぶ者あり)

こども課長 承知いたしました。

政 策 監 先ほど長谷川委員から財政健全化の取組の中でこういったことも検討してはどうかというお話しいただきましたけれども、今財政健全化の集中取組期間のパート2のほうの事業のほうで児童館機能の子育て支援センターへの集約ということで1項目設けさせていただきまして、今こども課と協議を進めているところでございます。こちらについて、この可能性があるかどうかしっかりと検討してまいりたいと思いますので、また進捗報告できるようにしたいと思います。

上村 正朗 今の関連なのですけれども、私の理解だと子育て支援センターは未就学、未就園で、児童館の利用というのは就学後でもよかったのですよね。その辺子育て支援センターと利用年齢って村上の場合は一緒になっているのですか。ちょっとその辺。

こども課長 児童館につきましては、全国的に18歳まで利用は可能ということでございます。ただ、現実的に中高生の利用というのはまずないということでございますし、学童保育所として主に使っているというのが実態であります。午前中は、どなたでもいいですよということで開放してありますが、放課後以降につきましては、学童保育所として閉館まで利用しているという実態でございます。

第4款 衛生費 (質 疑)

渡辺 昌 31ページの予防費の生活習慣病予防対策経費の通信運搬費に100万円、さっき説明ありましたっけ。確認でちょっともう一回教えてもらえれば。

保健医療課長 1月に毎年行っています市民健康調査がありますので、そこで全世帯に市民健康調査の郵送をしますので、その郵便料、今回改定されたことによる増額による補正となりますし、あと年度末になりますと来年度のがん検診受診者に一斉に予診票等をお送りしますので、そのときの郵便料を含めまして、今ある予算から見ますと100万円ほど不足するということで要求となります。

渡辺 昌 前、別なところで郵便のことを聞いたら、郵便料は総務課のほうで出しているのですが、担当課のところでは郵便料出ないような説明を受けたような気がするのですが、ほかのところを見ても、今回補正の中で郵便って出ていないのに、ここだけ何で郵便料として出ているのか、そこをちょっと教えてもらえませんか。

保健医療課長 全世帯に発送する調査でありますし、あとがん検診も全ての健診の予診票をお送りするところから、通数が多いということで保健医療課のほうで予算計上しております。

第2条「第2表 債務負担行為補正」 (質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

（「なし」と呼ぶ者あり）

（賛否態度の発言）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第133号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。

（午後 0時25分）